

19 問題(解答)

●次の記述について、正しいものには（ ）に“○”を、誤ったものには“×”を記入願います。

- ① 外国貨物は巨大な貨物であっても、保税地域に置く必要がある。（×）
当該貨物は、法第30条第1項第2号（基本通達30-2（1）に該当する貨物と思われるので「他所蔵置の許可」を受ければ、保税地域以外の場所に置くことも可能です。
- ② 外国貨物の状態で運搬することを保税運送というが、これは保税地域間のみに限られる。（×）
関税法第63条第1項のとおりです。
- ③ 外国貨物が腐敗し、商品として価値がなくなった場合には、何ら税関手続きを行うことなく、産業廃棄物として廃棄して構わない。（×）
腐敗していても、外国貨物であるため、関税法第34条に基づく「廃棄届」をあらかじめ届を提出する必要があります。
- ④ 輸出の許可を受けた貨物も外国貨物であるので、保税蔵置場で輸出許可済貨物が亡失した場合には、保税蔵置場の許可を受けた者は関税を納付する義務がある。（×）
関税法第45条の規定では、輸出許可済貨物は対象から除外されていますので、関税納付義務はありません。
- ⑤ 保税台帳は、様式が決まっており、その様式を使用しなければならない。（×）
関税法施行令第29条の2で規定している項目が網羅されていれば、ノートでも構いません。（様式は決まっていません。）